

やんばる環境センター精密機能検査委託業務

仕様書

令和6年7月

国頭地区行政事務組合

第1章 総則

本仕様書は、国頭地区行政事務組合（以下、甲と称する。）が発注する「やんばる環境センター精密機能検査委託業務」に適用する。

また、本仕様書に定めなきものであっても、業務の遂行に必要と認められるものに関しては、受注者（以下、乙と称する。）の責任において実施しなければならない。

1. 業務目的

本業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の規定に基づき、焼却施設の機能を保全するために、施設の概要、維持管理実績、維持管理状況、処理状況等を調査し、これらの結果と維持管理基準及び設計基準を比較して、処理負荷及び処理機能を評価する。また、合わせて設備・装置・機械類の状況を検査し、必要な改善点、整備内容等の指摘を行う。

2. 委託業務名

やんばる環境センター精密機能検査委託業務

3. 業務場所

沖縄県国頭郡国頭村字宇嘉1179-416

4. 履行期間

契約締結の翌日から令和7年3月17日まで

5. 成果品

- 1) 精密機能検査報告書（A4製本） ····· 5部
- 2) 電子データ（CD-R） ······ 2式

6. 法令等の遵守

乙は、業務の実施にあたり、廃棄物関係法令、その他の関係する法令、規則、指針等に従うものとする。

7. 秘密の保持

乙は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

8. 提出書類

乙は、業務の着手及び完了に当たって、甲の契約約款に定める書類の他、下記の書類を提出するものとする。

- 1) 着手届
- 2) 工程表
- 3) 完了届
- 4) 納品書
- 5) その他必要な書類

9. 検査

本業務は甲の検査合格をもって完了とする。

なお、納品後に成果品に記入漏れ、不備又は誤りが発見された場合、乙は速やかに訂正しなければならない。

10. 資料の貸与

甲は、業務に必要な資料を所定の手続きによって貸与するものとする。

11. 疑義

本仕様書に定める事項については、疑義が生じた場合又は、本仕様書に定めなき場合は、速やかに甲・乙協議し、乙は甲の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

第2章 業務内容

業務内容は昭和52年11月4日付：環整第95号課長通知の5項別紙4による「一般廃棄物処理施設精密機能検査要領」を基本とし、具体的な内容は次のとおりとする。

1. 焼却施設精密機能検査

1) 施設の概要

処理方式、計画処理能力、改造工事の有無、処理フロー、排ガス等の法規制値、主要設備の仕様内容等について調査する。調査は聞き取り及び資料（書類、パンフレット等）により行う。

2) 維持管理実績

本項の調査は、現地検査時の聞き取り及び資料（管理実績等の書類）により行う。

(1) 運転実績

搬入量、処理量、稼動日数、電力使用量、助燃燃料使用量、用水量、各種薬剤使用量等の運転実績を調査し、計画値及び類似施設の実績値等との比較、検討を行う。

(2) 補修・改造実績

設備毎の主要な整備内容について調査する。

(3) 定期検査結果

定期的に実施しているごみ質、ばいじん、有害ガス、ダイオキシン類等の検査結果について調査する。

3) 維持管理状況

本項の調査は、現地検査時の聞き取り及び資料（管理実績等の書類）により行う。

(1) 管理状況

管理体制、資格取得状況、収集体制等について調査する。

(2) 日常作業

各処理工程毎に運転操作・制御内容、作業内容、作業時間帯について調査する。

(3) 保守点検状況

各設備を構成する主要機器毎に保守点検の内容、頻度について調査する。

(4) 定期検査

ごみ質、ばいじん、有害ガス、ダイオキシン類など定期検査の義務付けられた項目の検査実施頻度、検査機関などについて調査する。

(5) 書類の記録、保存状況

基本図書（設計書、図面等）、運転記録（日報、月報等）、参考図書等の記録、保存状況について調査する。

4) 設備・装置の状況

設備、装置、機械類の状況検査は、平常運転時において、目視による外観、触診により行う。炉内等の内部状況については焼却炉停止時に、外部状況及び稼動状況については平常運転時に行う。検査結果は、支障なし、要補修、要交換、要清掃、要塗装、要改善等に分けて判定し、一覧表に示すとともに、主要部の写真を掲載する。

(1) 土木、建築設備

各設備について、亀裂、破損箇所の有無、不等沈下、漏水・浸水の有無等を検査する。

(2) 耐火構造設備

炉内面のレンガ壁の状況、特にクリンカの溶着、スポーリング、欠損、目地厚、膨張代等の状況を検査する。

(3) 機械設備

各設備外観について、腐食、損傷の有無、装置の振動、異常音、温度上昇、その他軸受け等のオイル・グリスの補給状況および損耗等を検査する。

(4) 電気・計装設備

各設備について、腐食、損傷の有無、絶縁の良否、装置の振動、異常音、温度の上昇、その他配線、安全器の状況等を検査する。

(5) 配管・弁設備

各設備について、腐食、損傷の有無、接続箇所の漏水・浸水の有無、その他弁類の作動の良否等を検査する。

5) 処理機能状況

(1) 各種測定、分析

各種測定、分析は、既存のデータ(甲の提供データ)を活用するものとし、処理機能を把握するための資料とする。

(2) 処理条件と処理効果

各種測定、分析結果及び施設計量・計測・記録データを基に、処理量、処理率、ごみ質、燃焼室出口温度、火格子燃焼率、燃焼室熱負荷、燃焼用必要空気量、排ガス量、公害防止、用役使用量など、ごみ焼却施設の基本となるこれらの数値と設計値を比較し表に示すとともに、処理機能状況について評価する。

6) 総括

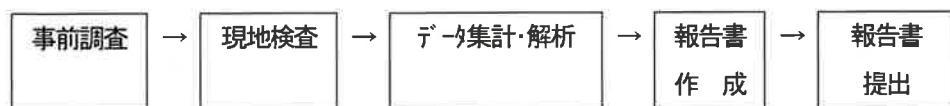
各項毎の調査、検査結果を総合的にまとめるとともに、必要に応じた改善点を指摘する。特に処理能力に関しては、ごみ質や設備・機器能力等を基に適正処理能力(実処理能力)を算出し、計画処理能力との比較・評価を行うこと。

2. 精密機能検査実施工程及び要領

1) 検査の実施工程

検査の実施工程は、次に示す事前調査から報告書提出までの一連の作業とする。

また、事前に工程表を提出して甲の承認を得るものとする。



2) 検査実施要領

(1) 事前調査

施設の概要の把握や現地検査の円滑化を図るため、事前調査を行うものとする。なお、本事前調査は必要に応じて文書によるやり取りでも可とする。

(2) 現地検査

① 聞き取り調査

施設の概要、運転状況等を把握するため、現地にて聞き取り調査を行うものとする。

② 設備・装置の状況検査

設備・装置の状況検査は、原則、平常運転時(内部状況については施設停止時)に行うものとし、検査時における作業安全には十分留意すること。危険性のある箇所の検査については、甲の指示に従い、適切な対応を講じること。

やんばる環境センター位置図





やんばる環境センター周辺拡大図